

老人クラブ 傷害保険の ご案内

年間掛金
① 5,000円からのお手頃な保険
② 加入年齢に制限なし
③ 掛金の年齢割増なし

■ご加入いただけるのは、老人クラブ会員に限ります。■ご加入のお申し込みは、必ず所属クラブの「保険担当者」を通じてください。■ご加入は、専用書類をご使用ください。(所属老人クラブの会長または保険担当者が保管) また、お手元がない場合は、都道府県/指定都市老連、市区町村老連または下記の全老連保険係までご請求ください。

クラブ活動型 < クラブ活動中とその往復途上のケガを補償します。(注3) >

年間掛金	500円		1,000円		2,000円	
ケガをした時の状況	クラブ活動型	24時間型	クラブ活動型	24時間型	クラブ活動型	24時間型
補償内容	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合
死亡保険金	50万円	補償なし	100万円	補償なし	200万円	補償なし
後遺障害保険金 <small>(注1)</small>	50万円		100万円		200万円	
入院保険金日額 <small>(注2)</small> (1事故につき30日限度)	1,000円		2,000円		4,000円	
通院保険金日額 (1事故につき30日限度)	650円		1,300円		2,600円	

👉 クラブ活動中のケガの場合は、青色のみの補償額が支払われます。クラブ活動中以外のケガの場合は補償されません。

※注1…後遺障害保険金は、クラブ活動中のケガに起因する場合のみが対象となります。(後遺障害の程度に応じて、クラブ活動中の死亡・後遺障害保険金額の3%~100%が支払われます。)
 ※注2…手術保険金のお支払い額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。
 ※注3…往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、活動場所までの通常経路を指します。

総合型 < クラブ活動中以外の日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 >

年間掛金	3,500円		5,000円		10,000円	
ケガをした時の状況	クラブ活動型	24時間型	クラブ活動型	24時間型	クラブ活動型	24時間型
補償内容	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合
死亡保険金	50万円	115万円	100万円	143.5万円	200万円	287万円
後遺障害保険金 <small>(注1)</small>	50万円	—	100万円	—	200万円	—
入院保険金日額 <small>(注2)</small> (1事故につき30日限度)	1,000円	750円	2,000円	950円	4,000円	1,900円
通院保険金日額 (1事故につき30日限度)	650円	500円	1,300円	700円	2,600円	1,400円

👉 クラブ活動中のケガの場合は、青色 + オレンジ色の合計ピンク色の補償額が支払われます。
 👉 クラブ活動中以外のケガの場合は、オレンジ色のみの補償額が支払われます。

※「総合型」の掛金は、職種級別A(無職、事務職等)の方を対象にしたものです。職種級別B(農林業作業等)の方は、補償額が変更になりますので、詳細につきましては、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ●ご加入のお申し込みは、必ず所属クラブの「保険担当者」を通じてください。 ●保険担当者が決まっていない場合は、所属クラブの会長に相談し、所属老人クラブで、保険の窓口となる保険担当者（会長・副会長・他の役員・女性部長・部長・班長などの活動の管理者から選出）を1名決めてください。 ●保険担当者には、「本チラシ」および「重要事項説明書」「ご加入の際の注意事項」を元に、①ご加入の取りまとめ・お申し込み手続き、②加入者カードの配布、③事故発生時等の対応を、お願いします。
ご加入書類	ご加入は、専用書類をご使用ください。また、お手元がない時は、表面、全老連保険係までご連絡ください。
保険の開始と保険期間	保険の開始は、ゆうちょ銀行・郵便局で、専用のゆうちょ払込書にて、掛金を払い込んだ日の翌月1日からとなり、保険期間は1年間です。 (例) 6月中の払い込みの場合、保険の開始は7月1日午前0時(但し、更新の場合は、7月1日午後4時) からとなり、保険満了日は1年後の7月1日午後4時までです。保険担当者に掛金を渡した日ではありません。
加入者カードの受け取り・確認	保険開始後、約1か月以内に保険担当者宛てに、加入者カードをお送りしますので、お受け取り後、氏名(カタカナ)、保険開始月や加入タイプなどに誤りがないか、お確かめください。
ケガをしたら・・・	ケガをされたら、まず医療機関で治療を受け、保険担当者に報告して、保険担当者にお送りしてある「事故報告ハガキ」のみを30日以内に郵送してください。(この時点では、診断書は不要です。)

ご注意

- ご加入いただけるのは、老人クラブ会員に限ります。
- ここで言う老人クラブとは、市区町村老人クラブ連合会(以下、老連)に所属し、都道府県・指定都市老連、全国老人クラブ連合会(以下全老連)に連なる組織の構成単位をいいます。
町内の老人クラブ(所属クラブ) ⇄ 市区町村老連 ⇄ 都道府県・指定都市老連 ⇄ 全老連
- すでに本保険に加入しているクラブや市区町村老連が、解散または上記組織から離脱した場合、満期まで保険は有効ですが、更新は出来ません。
- ケガ(傷害)が補償対象です。病気は補償の対象になりません。(詳細は下記をご覧ください)
- 全老連保険係が、本保険の運営などに支障があると判断したクラブにおいては、加入をお引き受けできない場合がありますので、ご了承ください。
- 複数回ご請求がある方につきましては、事故原因等を調査させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 事故報告ハガキ・保険金請求書に記載の内容が事実と異なる場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 詳しくは、「本チラシ」および別紙「重要事項説明書」「ご加入の際の注意事項」をよくお読みください。

補償内容について

- 後遺障害保険金はクラブ活動中に起因する場合のみが対象となりますのでご注意ください。
- 下記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません(クラブ活動中の飲食等によるものを除く)。

※被保険者(保険の対象となる方)が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
死亡保険金	総合型にご加入の場合は、下記の「国内でクラブ活動中の急激かつ偶然な外来の事故(*)」を「急激かつ偶然な外来の事故」と読み替えてください。ただし、後遺障害保険金を除きます。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	活動中のみ対象 国内でクラブ活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	活動中のみ対象 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	国内でクラブ活動中の急激かつ偶然な外来の事故(*)によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて30日を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。 (注)入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	国内でクラブ活動中の急激かつ偶然な外来の事故(*)によりケガをされ、上記入院保険金支払われる場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けられた場合「所定の手術」の詳細については、東京海上日動火災保険(株)のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html)をご確認ください。	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて30日以内の手術1回に限ります。
通院保険金	国内でクラブ活動中の急激かつ偶然な外来の事故(*)によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院の日数」は、30日が限度となります。なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 (注)入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 病気または病気を原因とする症状の治療。
※急激かつ偶然な外来の事故によらない病気は補償の対象となりません。
- むちうち症、腰痛などで自覚症状しかないもの(医学的他覚所見のないもの)。
※医学的に明確な判定ができない症状については、むちうち症・腰痛等に限らず補償の対象となりません。
- 急激性、偶然性、外来性を欠く慢性疾患、骨粗しょう症、日射病、靴擦れ、日焼け、職業病、テニス肩など。
- 保険会社が日常生活に支障がないと判断した時点以降の治療。
- 保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ。
- けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ。
- 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ。
- 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ。
- 外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)によるケガ。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ。
- 戦争、内乱、暴動などによるケガ(テロ行為によるケガは除きます※)。
※「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
- 核燃料物質の有害な特性などによるケガ。
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ。
- 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ。
- クラブ活動型加入の場合は、以下の場合においても保険金が支払われません。**
 - ①日本国外のケガを原因とする治療、死亡
 - ②自宅から活動場所の往復が通常の経路を使用していない場合のケガの治療、死亡
 - ③老人クラブ組織の管理下でないクラブ活動中のケガを原因とする治療、死亡
 - ④老人クラブ組織の会則(名称の如何問わず)に基づき手続きなどを経ずに行われるクラブ活動中(その往復途上)のケガを原因とする治療、死亡
 - ⑤**自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)内でのケガ**の治療・死亡、ただし、老人クラブ管理下で、自宅を活動場所として供している場合は、支払対象とする場合があります。

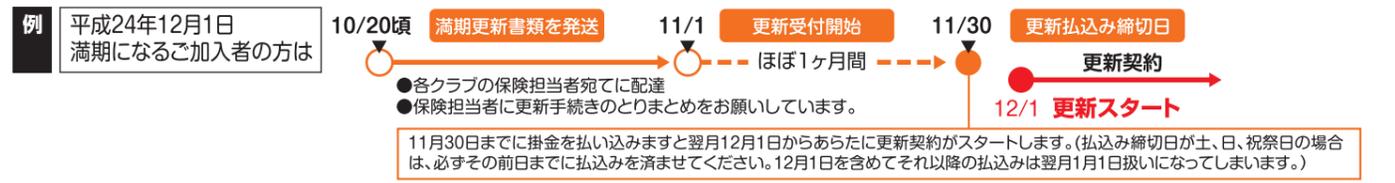
保険の開始日と保険期間

※保険開始日は、各々の老人クラブの掛金払込日(ゆうちょ銀行・郵便局の受付日)の翌月1日からで、保険担当者に掛金を渡した日ではありませんのでご注意ください。

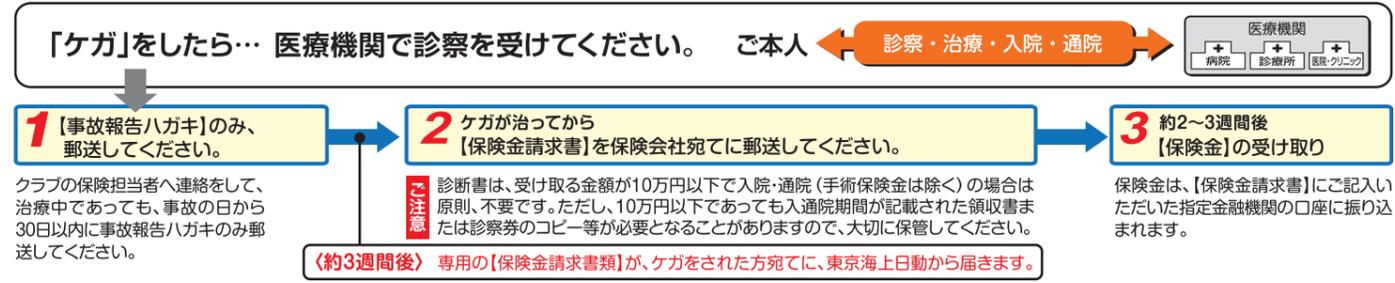
- 新規ご加入者は** 保険期間は、掛金払込日の翌月1日午前0時から翌年の同月1日(満期日)午後4時までです。
- 更新ご加入者は** 前年の加入分が満期日の午後4時まで有効のため、当年の保険期間は、掛金払込日の翌月1日午後4時から翌年の同月1日(満期日)午後4時までとなります。
- ご注意** 補償(受け取る保険金)は、事故発生日・事故発生時間により決定し、満期日の事故においては前年加入分と更新加入分が重複して支払われることはありません。

満期更新の手続き 〈満期日の約1ヶ月前にお知らせします。〉

本保険は1年経つと満期になります。その約1ヶ月前に「満期更新書類」をそれぞれのクラブ(保険担当者宛て)へお送りしますので、続けてご加入ください。担当者宛てにお届けする「更新書類」の宛名横に、更新月の案内が表示されていますので、それを参考にお手続きください。



事故発生時の手続き 〈病気は、この保険の対象になりません。〉



※なお、個人情報保護法によりご本人以外からのお問い合わせには、お応えできない場合がありますのでご了承ください。
※複数回ご請求がある方につきましては、事故原因等を調査させていただく場合がありますのでご了承ください。
※事故報告ハガキ・保険金請求書に記載の内容が事実と異なる場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

その他

- 追加加入がある場合** 加入時と同じ手続きを繰り返します。
手続きが終わってから、追加希望者があった場合、人数(クラブを通じて一人でも)に関係なく、再度、専用の加入書類を使い、手続きをお願いします。
- 保険担当者が交代したら** 専用の届け出ハガキを郵送してください。
加入手続き完了後、保険担当者が交代した場合、加入者カード送付時に同封の「保険担当者交代届け出ハガキ」を全老連保険係へご送付ください。なお、全老連保険係では交代届受領の旨の連絡はいたしません。
- 記入事項の誤りに気づいたら** 下記の要領でご連絡ください。
加入者名簿を返送後、記入事項の誤りに気づいた時は、官製ハガキなどに下記項目を記入し、全老連保険係までご連絡ください。
(1)新旧保険担当者住所・氏名・電話番号 (2)クラブ番号(またはクラブ名) (3)掛金(保険料)の払い込み年月日
(4)名簿返信封筒投函日 (5)訂正前の箇所・内容と訂正したい内容 なお、全老連保険係では訂正完了の連絡はいたしません。
- 掛金払込後の取り返し返金について** 掛金払い込み後のご返金にご注意ください。
老人クラブ団体傷害保険特約により、クラブ活動型(掛金500円・1,000円・2,000円)は、掛金払い込み後のご返金は原則お断りしています。総合型(掛金3,500円以上)につきましては、保険開始後の経過日数とご返金時の送金手数により、ご返金できないことがありますので、ご理解ください。なお、返金に代わる方法として、加入者の入れ替え(氏名変更)は随時受け付けております。
- 加入者の氏名訂正について** 訂正にご注意ください。
必ずクラブ担当者を通じ、全老連保険宛て書面(様式不問)にて、お届けいただくようお願いします。全老連保険係から受領の旨のご連絡はいたしませんので、ご理解ください。加入者の入れ替え(例:Aさんへ→Bさんへ)について、入れ替え後の方(例:Bさん)の事故が、本会での訂正受付以前である場合は、補償の対象となりませんので、ご注意ください。
- 申込み、変更などのお問い合わせに関する詳細は、全老連保険係へお問い合わせください。** 不明・ご相談はご遠慮なく申し出ください。
加入者名簿の追加、申請用紙、勧誘チラシなどの印刷物の請求および保険加入に関するお問い合わせは都道府県・指定都市老連、市区町村老連、各所属クラブにご連絡ください。また、全老連保険係へご一報いただければ迅速に対応します。
- お引き受けできない場合について** ご了承ください。
全老連保険係が、本保険の運営などに支障があると判断したクラブにおいては、ご加入をお引き受けできない場合があります。

◆このチラシは老人クラブ傷害保険(クラブ活動中補償型:老人クラブ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険、総合(24時間)補償型:普通傷害保険)の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」「ご加入の際の注意事項」等もよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。
◆取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。
◆この保険は財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする老人クラブ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険、普通傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、原則として財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

ご加入の際の注意事項

引受保険会社からの重要なお知らせですので、**必ずご一読ください。**

1 (1)ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出いただく義務)等
 - 加入者名簿等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入者名簿等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)
 - 被保険者(保険の対象となる方)ご本人の職種級別(総合型補償のみ)
 - 加入される方(団体の構成員)の氏名(カタカナシメイ)についても併せてご確認くださいませようお願いいたします。
- 死亡保険金受取人の指定:死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。
- 継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認くださいませよう。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本チラシの内容は平成24年7月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。
- 保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて:引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
- ご契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いませぬ。ご不明の点は、引受保険会社までご照会ください。

(2)ご加入後のご注意

- ご加入内容の確認:保険加入者カードが到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませよう。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または引受保険会社に連絡していただく義務)
 - 加入者名簿等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。
 - 被保険者(保険の対象となる方)ご本人の職種級別(*) (総合型補償のみ)
 - (*)普通傷害保険においては、下記のお仕事に変更となる場合には、引受保険会社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、加入を解除させていただくことがあります。詳細は、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事
- ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 もし事故が起きたときは

事故の通知：事故が発生した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況等を30日以内に取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ①保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ②ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

3 引受保険会社について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

＜引受保険会社＞ ・東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) ・株式会社損害保険ジャパン ・日本興亜損害保険株式会社 ・三井住友海上火災保険株式会社

4 個人情報の取扱いについて

保険契約者である財団法人全国老人クラブ連合会は引受保険会社に参加者名簿に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含まず)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供等を行うために利用する他、下記①および⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

※「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社(および引受保険会社のグループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご参照ください。

5 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

<p>契約概要・注意喚起情報のご説明</p> <p>●本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはチラシ記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)</p> <p>●契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。</p> <p>●注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。</p> <p>※チラシおよび加入者名簿控等、加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。</p>

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、財団法人全国老人クラブ連合会(以下、団体)をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。この保険の名称、契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、チラシ等をご参照ください。

(2)補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間などにつきましては、チラシ等をご参照ください。

(3)引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約の種類についての詳細はチラシ等をご参照ください。

2.保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約の種類などによって決定されます。保険料・払込方法については、チラシ等をご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありませぬ。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入者名簿の記載上の注意事項等)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方などが無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(弊社代理店・扱者は弊社に代わって告知を受領することができます)。告知義務の内容等については、チラシ等をご確認ください。
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。
- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。
- 加入者名簿は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはチラシ等をご参照ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入者名簿等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、チラシ等記載の保険期間の開始時から始まります。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

チラシ等をご参照ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は本紙をご参照ください。

6. 個人情報の取扱いについて

本紙に掲載されている「 個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額などをすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

- ①現在のご加入を解約、減額などされる場合の不利益事項
 - 多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなることがあります。
- ②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算されます。
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。
 - 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の責任開始期前のケガなどの場合は、保険金が支払われない場合があります。

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、チラシ等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等 事故が発生した場合の手続き等についてはチラシ等をご参照ください。

(2) 保険金請求書類 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・レントゲン・MRIなどの傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠

③

- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が保険金を支払うために、必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、チラシ等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはチラシ等をご参照ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項) ※ご加入申込みにあたっては、下記1～3の確認事項を必ずご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、チラシ等に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをチラシ・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする保険金
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入者名簿の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入者名簿を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、チラシ等に記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

- 総合型補償(掛金3,500円、5,000円、1万円)にご加入の場合のみご確認ください。「職種級別(*)」について正しく記載されていますか?
 - 老人クラブ活動中以外の日常生活のケガも補償する「総合型補償(掛金3,500円、5,000円、1万円)〈普通傷害保険〉」の保険料ならびに保険金額は職種級別Aとなります。職種級別Bの方は、お問い合わせください。
 - 加入者名簿等の「職種級別」欄は正しく記載されていますか?(加入者名簿には、既に「A級」と記載済みです。職種級別Bの方は、その欄を二重線で消し込み「B」と明記ください。)
- (*)各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。
 - 職種級別Aに該当する方：「無職」、「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方
 - 職種級別Bに該当する方：「自動車運転者」(バス、タクシー、トラック等の営業車両(助手を含む))、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませましたか?

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*例えば、賠償責任が補償されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

●保険に関するご意見・ご相談

チラシ等記載の問い合わせ先にて承ります。

●事故のご連絡・ご相談:

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

0120-119-110(受付時間:365日24時間)

事故は119番-110番(フリーダイヤル)

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

 **0570-022808**

受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

④